

個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された紹介患者様受診報告書（以下「書類」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、患者ID、性別、生年月日、診療情報

2 事案の経過

○令和6年3月14日（木）

- ・医療機関Xより患者の紹介があり、職員Aは、地域連携システムに紹介元として医療機関Xを登録するため施設検索を行った際に、名称が酷似している医療機関Xと医療機関Yが検索結果として表示され、誤って医療機関Yを登録した。
- ・その後、地域医療連携室の事務職員B（以下「職員B」という。）が確認したが、誤りに気が付かなかった。

○令和6年3月15日（金）

- ・地域連携システムにより、連動しているFAXにて書類を医療機関Yに自動送信した。
- ・地域医療連携室が医療機関Yから、かかりつけの患者ではない患者の書類がFAXにて届いたと受電したことにより誤送信が判明。
- ・職員Aは医療機関Yに架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪したうえで、書類を破棄するように依頼した。
- ・職員Aの上長は患者に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・職員Aが、地域連携システムに紹介元として医療機関Xを登録するため名称にて施設検索を行った際に、医療機関Xと医療機関Yが検索結果として表示されたところ、施設IDを確認せず、名称が酷似している医療機関Yを選択したため。
- ・職員Bがダブルチェックした際に、医療機関の施設名と施設IDが誤っていることに気づかなかったため。

4 再発防止策

○地域医療連携室に対し、以下の点を周知した。

- ・地域連携システムに紹介元を登録する際には、名称だけでなく施設IDも確認すること
- ・名称および施設IDは、複数人によるダブルチェックを行うこと。
- ・地域連携システムにて施設を検索する際には、名称ではなく施設IDで検索すること。